

# 1 測量作業共通仕様書



# 測量作業共通仕様書

## 目次

第1編 測量作業共通仕様書	5
第1条 適用	5
第2条 用語の定義	5
第3条 業務の開始	6
第4条 作業の実施	7
第5条 測量の基準	7
第6条 設計図書の支給及び点検	7
第7条 監督員	7
第8条 現場代理人及び主任技術者	7
第9条 提出書類	8
第10条 打合せ等	8
第11条 作業計画書	9
第12条 資料等の貸与及び返却	9
第13条 関係官公庁への手続き等	9
第14条 地元関係者との交渉等	9
第15条 土地への立入り等	10
第16条 成果物の提出	10
第17条 関連法例及び条例の遵守	10
第18条 検査	10
第19条 修補	11
第20条 条件変更	11
第21条 履行期間の事前協議	11
第22条 契約変更	11
第23条 一時中止	12
第24条 発注者の賠償責任	12
第25条 受注者の賠償責任	12
第26条 部分使用	12
第27条 再委託	12
第28条 成果品の使用等	13
第29条 守秘義務	13
第30条 安全等の確保	13
第31条 臨機の措置	14
第32条 履行報告	14

第33条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	14
第2編 林道測量作業	15
第1章 測量	15
第1条 予備的調査(図上測設)	15
第2条 踏査及び予測	15
第3条 実測	15
第3編 治山測量作業	18
様式一覧表	22

# 第1編 測量作業共通仕様書

(適用)

第1条 測量作業共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、三重県が発注する測量作業(以下「測量作業」という。)に係る設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

4 用地測量、用地調査、工損調査、設計業務及び地質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 「発注者」とは、三重県知事をいう。

二 「受注者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と設計業務等委託請書を締結した個人、会社若しくはその他の法人をいう。

三 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者、現場代理人及び主任技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行うもので、契約書第9条第1項に規定する者である。

四 「検査員」とは、測量作業の完了の確認にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。

五 「現場代理人」とは、契約の履行に関し、運営、取締りなど契約に基づく乙の権限を行使する者で受注者が定めた者をいう。

六 「主任技術者」とは、測量作業における業務の施行の技術上の管理をつかさどる者で受注者が定めた者をいう。

七 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

八 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。

九 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

十 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。

十一 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。

十二 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

十三 「数量総括表」とは測量業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十四 「現場説明書」とは、測量作業の入札に参加する者に対して、発注者が当該測量作業の契約

条件を説明するための書類をいう。

十五 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十六 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者が変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

十七 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

十八 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十九 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

二十 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

二十一 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量作業に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十二 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量作業に関する事項について、書面あるいは口頭で説明し知らせることをいう。

二十三 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

二十四 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問い正すことをいう。

二十五 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えるこという。

二十六 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

二十七 「検査」とは、検査員が測量作業の完了を確認することをいう。

二十八 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために現場代理人又は主任技術者と監督員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

二十九 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

三十 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託する者をいう。

三十一 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

#### (業務の開始)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量作業に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、着手とは現場代理人又は主任技術者が測量作業の実施のため監督員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

(作業の実施)

第4条 測量作業は三重県公共測量作業規程(国土交通省公共測量作業規程・同規程解説と運用・同規定記載要領を準用)、三重県土地改良事業測量作業規程(農林水産省農村振興局測量作業規程・運用基準を準用)(以下「規程」という。)により実施するものとする。

なお、林道事業については、第2編林道測量作業の規定に、また、治山事業については、第3編治山測量作業の規定によるものとする。

- 2 受注者は、主要な測量作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(測定の基準)

第5条 測定の基準は「規程」第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

(設計図書の支給及び点検)

第6条 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、測量作業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に決定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第8条 受注者は、測量作業における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に現場代理人等選任(変更)通知書を提出するものとする。なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができるとする。また、本通知書の提出をもって、契約書の条項第10条第1項にいう通知があったものとみなす。

- 2 契約書の条項第10条に定める管理技術者は、現場代理人及び主任技術者として読み替えるものとする。なお、契約書の条項第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。
- 3 主任技術者は、契約書に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。また、主任技術者は、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、業務の履行に必要な知識と経験を有する者とし、日本語に堪能でなければならない。

- 4 現場代理人は、監督員が指示する関連のある測量作業等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者が県発注の業務委託において、兼務できる委託業務件数は測量・設計問わず5件までとする。

(提出書類)

第9条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請負代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注者は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた場合には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

農水商工部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は完了時において、委託料500万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、監督員の確認を受けた後、(社)農業農村整備情報総合センターに登録申請するとともに、(社)農業農村整備情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(打合せ等)

第10条 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 測量作業着手時及び特記仕様書で定める測量作業の区切りにおいて、現場代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互確認しなければならない。

3 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななくてはならない。また、受給者は、作業完了時(完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点)には、支給材料精算書等を監督員に提出しなければならない。

4 現場代理人は、共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。



(作業計画書)

第11条 受注者は、契約締結後14日以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 作業計画には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1) 作業概要         | (2) 実施方針        |
| (3) 作業工程表        | (4) 作業組織計画      |
| (5) 打合せ計画        | (6) 成果品の内容、部数   |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制(緊急時含む) |

作業組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。

3 受注者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。

4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(資料等の貸与及び返却)

第12条 監督員は、特記仕様書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

第13条 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第14条 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果品の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、成果品を変更するものとする。

なお、変更にあつては履行期限及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地への立入り等)

第15条 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、測量実施のため宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

3 受注者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。

この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

(成果物の提出)

第16条 受注者は測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は成果品において使用する計量単位は国際単位系(SI)とする。(従来単位を併記してもよい。)

4 受注者は、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル(案)」(以下「マニュアル」という)に基づき成果を電子記憶媒体にして提出するものとする。

「マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

なお、成果数値データ以外の成果を電子記憶媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力用紙の一部を添付するものとする。

また、成果物を紙で提出する場合は、原則として両面コピーとする。

(関連法令及び条例の遵守)

第17条 受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条件等を遵守しなければならない。

(検査)

第18条 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。

2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査にあつては費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び現場代理人等の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- 一 測量作業成果品の検査
- 二 測量作業管理状況の検査
- 三 測量作業状況の書類、記録及び写真等による検査

なお、電子納品の検査時の対応については「三重県CALS電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。

4 受注者は、契約書第31条第1項に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

(修 補)

第19条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更)

第20条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿によるものとする。

(履行期間の事前協議)

第21条 発注者は、受注者に対して測量作業等の変更の場合において履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第22条に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受注者は、速やかに作業工程表を修正し、提出しなければならない。

(契約変更)

第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- 一 委託料に変更を生じる場合
- 二 履行期間の変更を行う場合
- 三 監督員と受注者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合
- 四 測量作業内容の変更を行った場合

2 発注者は前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- 一 第20条の規定に基づき監督員に指示した事項
- 二 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- 三 発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(一時中止)

第23条 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による設計業務等の中断については、第31条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- 一 第三者の土地への立入り了解が得られない場合
- 二 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業の続行が不相当と認めた場合
- 三 環境問題等の発生により測量作業の続行が不相当又は不可能になった場合
- 四 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
- 五 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 前項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第24条 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第25条 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- 二 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- 三 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第26条 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができる。

- 一 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
- 二 その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第27条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者

はこれを再委託することはできない。

- 一 測量作業における総合的企画
- 二 作業遂行管理
- 三 技術的判断

- 2 受注者は、データ修正、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託をすることができる。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合は、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。

なお、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者のうち、指名停止期間中である者を協力者に選任してはならない。

（成果品の使用等）

第28条 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

（守秘義務）

第29条 受注者は、契約書第1条第5項により、測量作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品の発表に際して、契約書第6条第5項の定めに従う場合にはこの限りでない。

（安全等の確保）

第30条 受注者は、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のために努めるとともに、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 測量作業現場が隣接し、又は同一場所において別途測量作業がある場合には常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
  - 二 受注者は、測量作業に当たり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業中の安全を確保しなければならない。
  - 3 受注者は、測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
  - 4 受注者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
  - 5 受注者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 測量作業に伴い伐採した立木等を処理する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に伴い必要な措置を講じなければならない。
- 二 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- 三 受注者は、ガソリン、塗料の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、測量作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 現場代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 10 受注者は、調査の都合上、やむを得なく休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、監督員に事前に報告し、承諾を得なければならない。この場合の費用については、受注者が負担するものとする。

(臨機の措置)

- 第31条 受注者は、災害防止等のために必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(履行報告)

- 第32条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

- 第33条 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

## 第2編 林道測量作業

### 第1章 測 量

#### 第1条 予備的調査（図上測設）

##### 1 線形計画

- (1) 路線選定は、まずその地域を図上で検討することから始め、広い範囲で考えられる路線のすべてを図上に測設しなければならない。
- (2) 候補路線として考えられるすべての路線は、縮尺5万分の1以下のなるべく等高線間隔の小さい地形図を用いて、図上に測設する。
- (3) 路線を図上に測設する場合には、路線条件の各項に十分に配慮のうえ、地形に順応し、路線を選定するものとする。

##### 2 線形決定

- (1) 図上測設に用いる地形図は、森林基本図（縮尺5千分の1）を原則とする。
- (2) 等高線間隔から、制限縦断勾配に対応する等高線間の距離を求め、この等高線を縫って図上に路線を設定する。
- (3) 図上測設に際しては航空写真又は地質図を併用して、技術的条件の優劣、経費、及び経済性を考慮して、行うものとする。

#### 第2条 踏査及び予測

##### 1 踏査

- (1) 図上測設された路線を現地において確認するため、踏査を行い路線選定条件の適否、地形図、航空写真、地質図等で判断できない部分などを調査する。
- (2) 図上測設で比較線の優劣が決定されない場合には、踏査によって選択を行うものとする。
- (3) 踏査は、広い範囲にわたって行い、現地の概況を把握したあと、図上測設された路線に沿って、起終点、経過地等の概略を現地に設定する。

##### 2 予 測

踏査によって路線位置を決定したあと、ハンドレベル等により、予定施工基面高を現地に設定し、ポケットコンパスにより仮I P（交点）を設置し、概略路線位置を選定する。

#### 第3条 実 測

##### 1 中心線測量

- (1) 踏査、予測によって決定された仮I Pは、前後との関連を更に十分調査のうえ確定する。
- (2) I・P（交点）位置の確定は、曲線、縦断勾配等の構造、構造物、土工量等に大きな影響を与えるものであり、工事費はもとより、国土保全、自然環境の保全等に大きな影響を与えるものであるから、細心の注意を払わなければならない。
- (3) 交角（I・A）の測定は、20”読み程度のトランシットを用い、角度の読みは、5’とし、誤差は15’以内とする。  
また、起終点においては方位角も併せて測定する。
- (4) 屈曲部においては、曲線を布設し、曲線始点（B・C）杭、曲線中点（M・C）杭、曲

線終点（E・C）杭を設置するものとする。ただし、偏角15度以下の箇所にあつては、曲線布設を省略することができる。

- (5) 中心線の距離測点は、20mごとに、番号（NO.）杭を設置し、地形等の変化点がある場合は、間点（プラス）杭を設置するものとする。
- (6) 距離は、水平距離とし、その測定単位は原則としてm以下2位までとし、その誤差は、各測定間において0.1%以内とする。
- (7) I・P杭については、引照点を設けるものとする。

## 2 縦断測量

- (1) 縦断測量は、レベル（3級）を用い、B・Mを基準として、中心線の各測点の地盤高を往復して測定する。
- (2) 地盤高の測定の単位は、m以下2位までとし、許容誤差は500mにつき往復差3cm以内とする。
- (3) B・Mは路線沿いで、かつ工事の施工に支障のない場所に200m程度ごとに設置し、その位置を明らかに表示する。

なお、橋梁等重要構造物がある場合は、必ずB・Mを設置しなくてはならない。

## 3 横断測量

- (1) 横断測量は、測点杭を基準として中心線と直角に、地形、地質の変化等の高低距離を、左右各々20m程度（想定される法頭及び法尻より2m以上）測点とする。
- (2) 測点は、ハンドレベル及び水平器を用いたポールによって測定し、測定単位は、m以下1位までとし、各寸法の許容誤差は、5%以内とする。

## 4 構造物等調査

- (1) 橋梁の調査は、次の事項について行うものとする。
  - ア 中心線と流水角度及び方向
  - イ 100年確率により、法定される最高水位（H・W・L）、及び低水位（L・W・L）。
  - ウ 橋台、橋脚設置予定の地盤、地質、及び地耐力
  - エ 河川の溪床縦断及び横断
  - オ 流木等その他の流出量
  - カ 橋の型式及び流水量に基づく桁下空間
  - キ 河川の管理者と河川工作物新改築の協議申請（河川法第24・26条協議申請）に必要な事項
  - ク その他必要な事項
- (2) 排水施設の調査は、次の事項について行うものとする。
  - ア 設置すべき位置及び中心線と流水角度及び方向
  - イ 集水面積、10年確率により決定される流水量、その他の流出量
  - ウ 設置箇所の地盤、地質
  - エ 横断溝及び暗渠の種類と構造の決定
  - オ その他必要な事項
- (3) 擁壁類の調査は、次の事項について行うものとする。
  - ア 設置すべき位置及び種類



- イ 設置する擁壁の構造、寸法の測定は、擁壁設置予定箇所の中心部の地山を、路線方向に平行に測定し行うものとする。
- ウ 設置個所の地盤が、軟弱地盤の場合の基礎工法等は、監督員と協議するものとする。
- エ 流水の最高水位及び低水位
- オ その他必要事項

5 保安林調査

保安林解除が、必要な場合、用地調査の資料に基づいて、保安林台帳との照合及び隣接所有者の聞き取り等で、地目地番の確認を行うとともに、解除申請に必要な資料の収集を行う。

## 第3編 治山測量作業

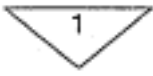
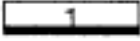

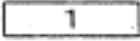



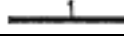
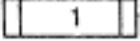

林野庁制定の治山事業調査等業務標準仕様書(平成15年度版森林整備必携治山・林道設計編に掲載)の第4編に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

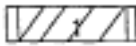

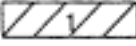

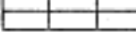



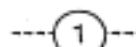
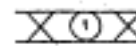
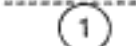
治山事業調査等業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。


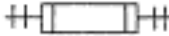
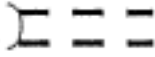





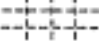




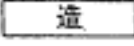
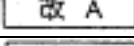
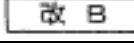

# 治山事業平面図等表示記号

(別表)

## 工種分類表

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
谷止工	練り積		1	個(m3)	左の種別以外のものは、追番号とする。(以下の工種において同じ)  堤体の鋼材をton、コンクリートをm3で表示する(以下同じ)
	空積		2		
	混合積		3		
	玉石コンクリート		4		
	コンクリート		5		
	鉄筋コンクリート		6		
	蛇籠		7		
	土		8		
	木		9		
	枠		10		
	鋼		11		
	ブロック		12		
	床固工				
護岸工				(m2)	
帯工					
防潮工					
根固工					同上(種別番号を除く)
水制工					同上(種別番号を除く)
流路工					同上
土留工	練石		1	m(m2)	
	空積		2		
	玉石コンクリート		3	m(m3)	
	コンクリート		4		
	丸太		5	m(m2)	
	蛇籠		6		
	鉄筋コンクリート		7	m(m3)	
	方格枠		8		
	鋼		9	m(ton)	
	ブロック		10	m	
	水路工		練張		
空張		2			
コンクリート半円		3			
コンクリート管		4			
張芝		5			
編柵		6			
掘割		7	m(m3)		
蛇籠		8	m		
鋼(鋼管含む)		9			

埋設工					種別、種別番号及び呼称 単位は、土留工の場合に 同じ。
暗きょ工	ボーリング			m	
	木				
	蛇籠				
	枠 鋼(鋼管を含む)				
張工	空張		1	m2	
	練張		2		
	コンクリート張り		3		
アンカー工				m	単位は受圧板延長
のり枠工				m2	
吹付工	モルタル		1	m2	
	コンクリート		2		
積苗工	二枚		1	m	
	四枚		2		
	五枚		3		
	植生板		4		
	段		5		
	プラスチック		6		
	鋼		7		
柵工	木さく		1	m	
	編柵		2		
	板		3		
	プラスチック		4		
	鋼		5		
筋工	石		1	m	
	萱		2		
	芝		3		
	わら		4		
	粗だ		5		
	植生板		6		
	丸太		7		
伏工	わら		1	m(m2)	
	萱		2		
	笹		3		
	しだ		4		
	網		5		
	むしろ		6		
	芝		7		
	植生板		8		
実播工	実播		1	m	
	斜面混播		2	m2	
	吹付		3		

航空実播				m2	
落石防護工				m	
トンネル工	コンクリート		1	m	
	鋼		2		
	木		3		
集水井工	鋼		1	m	
	コンクリート		2		
杭打工	鋼		1	本	
	コンクリートパイル		2		
	木		3		
土墨工				m	
堆砂工	萱		1	m	
	よし		2		
	竹		3		
	粗だ		4		
	竹		5		
	鋼		6		
防風工				m	種別、種別番号及び呼称単位は、堆砂工と同じ。
静砂工	堆砂工に同じ		1 ~ 5	m	
	わら		6		
	萱		7		
植栽工				ha(本)	
のり切工				m3	
改植				ha	
補植				ha	
自然林造成				ha	
自然林改良	A			ha	
	B			ha	
保育				ha	

- ・ 面的に実施する工種は、当該区域を着色した凡例を用いても差し支えない。
- ・ 上記に記載されない工種の凡例、従来から用いている凡例については、当該凡例を用いても差し支えない。

# 様式一覧表

測量作業共通仕様書

様式名称	関係条項	(ページ)	様式集ページ
委託業務打合せ簿	第2条第17～22項	( 6 )	664
委託業務着手届	第3条	( 6 )	665
現場代理人等選任(変更)通知書	第8条第1項	( 7 )	666
記録簿	第10条第1～2項	( 8 )	667
支給材料引渡通知書	第10条第3項	( 8 )	668
支給材料受領書	第10条第3項	( 8 )	669
支給材料精算書	第10条第3項	( 8 )	670
支給材料返納書	第10条第3項	( 8 )	671
作業計画書	第11条	( 9 )	672
作業工程表	第11条	( 9 )	673
成果品作成要領	第16条	( 10 )	729
電子媒体等納品書	第16条	( 10 )	674
再委託申出書	第27条	( 12 )	675
再委託承諾書	第27条	( 12 )	676
再委託者一覧表	第27条	( 12 )	677
事故報告書	第30条第8項	( 13 )	678